

受講規約

この受講規約(以下、「本規約」といいます。)は、一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会(以下「当協会」という)が提供する講座(以下、「本講座」といいます。)の受講の申込、受講条件および受講におけるルールを定めるものです。受講生の皆さまには、本規約に従って、講座を受講いただきます。

□第1条(適用)

1. 本規約は、受講生と当協会との間の本講座の受講に関わる一切の關係に適用されるものとします。

□第2条(受講の申込)

1. 本講座の受講申込は、受講希望者が本規約に同意の上、当協会が定める所定の方法に従って行うものとします。
2. 本講座の受講申込、その他当協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合は、第14条に基づき受講資格が喪失いたします。

□第3条(受講契約の成立)

1. 第2条による本講座の申し込み後、当協会が承認した時点で受講契約が成立します。
2. 受講契約は講座の受講完了時、もしくは、第14条(受講資格喪失)に該当するまで継続します。ただし、第4条、第5条、第6条および第16条は、契約満了後も義務が継続となります。

□第4条(著作権)

1. 当協会が提供したテキスト、カリキュラム、オリジナルつまみ細工、講義等の著作権はすべて当協会代表稲本麻里に帰属します。
2. 前項の著作物を無断で複製、伝達、配布、譲渡および貸与等、著作権法にて禁止されている一切の行為を禁止します。

□第5条(秘密保持)

1. 本講座の受講において知りえた技術、ノウハウ、アイデア等の情報を秘密情報として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。ただし第7条(認定講師)に該当する認定講師が、同条に記載された行為を行う場合は除きます。
2. 受講生は、秘密情報が漏洩しないよう、細心の注意を払うものとし、漏洩により当協会に損害を与えた場合、当協会は当該受講生に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。-

□第6条(禁止事項)

1. 受講生が以下の行為をすることを禁止いたします。
 - a. 本講座によって知りえた知識・情報等を第三者に開示する行為
 - b. 当協会が提供した著作物等の二次配布、第三者への公開、流用、転送、印刷など、当協会の保有する著作権、商標権、肖像権、その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む）を侵害する行為(第7条に該当する場合を除く)
※本講座で知りえた情報を利用して行う商用活動はもちろんのこと、SNS等への情報の掲載、第三者へ教える行為および作成したものを配布する行為なども、友人知人に対する私的利用も含め禁止いたします。
 - c. 本講座の録画、録音、写真撮影およびスクリーンショット等の記録行為
 - d. SNS等に「一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会」の記載なく、作品を公開する行為
 - e. 本講座の運営を妨害するおそれのある行為
 - f. 当協会や本講座の誹謗中傷をし、名誉を傷つける行為(SNSなどの媒体を通じて当協会や講座について、営業に支障をきたす投稿、または情報の提供を行う行為を含む)
 - g. 法令または公序良俗に違反する行為、もしくは違反する恐れのある行為
 - h. 犯罪行為に関連する行為
 - i. 不正な目的を持って本講座を受講する行為
 - j. 当協会の講座に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - k. その他、当協会が不適切と判断する行為
2. 前項禁止行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該受講生に対して損害賠償の請求を行うことができます。
3. 第1項禁止行為を行い、当協会が指定した相当の期間を定めても行為を辞めない場合もしくは改善が不可能と当協会が判断した場合は、受講生はただちに下記すべての対応をしなければなりません。
 - a. テキスト等配布資料の返却(データで配布したものの削除も含む)
 - b. SNS、ホームページ等、インターネット上にて当協会の名称を用いて公開した画像、動画、文章等、全情報の削除

□第7条(認定講師)

1. 当協会の基準を満たし、当協会が認定した者は、下記行為を行うことができます。
 - a. 「一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会 認定講師」と名乗り、名刺に記載すること

- b. 当協会の技法を使って作った初級・応用講座内容と同じ完成作品の販売と、アレンジした作品の販売
 - c. 「一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会 認定講師」の資格取得希望の生徒に、カリキュラムと同じ初級・応用講座内容の作り方説明
 - d. 一般講座、ワークショップ、イベント、体験講座を開催し、初級内容のみの作り方説明
2. 前項 b,c,dの行為を行う場合は、「一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会 認定講師」の名称を使うこと
 3. 第 6 条第 1 項に定める禁止行為を行い、改善が不可能と当協会が判断した場合および当協会が指定した相当の期間を定めても行為を辞めない場合は、認定講師の資格を剥奪いたします。

□第8条(講座の受講方法)

1. 講座の受講方法には、対面とオンライン受講があり、当協会が講座ごとに別途定めるものとします。

□第9条(受講料等)

1. 受講料は、講座ごとに別途定めるものとします。
2. 受講料の支払い方法および支払期日は、受講方法に合わせて以下のように定めず。

オンライン:講座の1週間前までに、当協会指定の銀行口座へお振込みください。

対 面:講座当日に現金でお支払いください。

□第10条(通信料等)

1. オンライン受講の場合、受講生は、当協会の講座受講にあたり当協会が指定した連絡先に電話またはインターネットを利用してアクセスするものとし、アクセスに必要な機器、電話および通信等の費用は、受講生が負担するものとします。

□第11条(欠席・遅刻)

1. 欠席、遅刻時は事前にお知らせください。連絡がなく欠席、遅刻を繰り返す場合は、受講をお断りする場合があります。その際、支払い済みの受講料は返金いたしません。
2. 正当な理由がなく、当日のキャンセルや無断欠席をした場合は、受講料の返金および受講日の振替は行っておりません。

□第12条(受講の中止)

当協会は運営上、当協会が中止を必要と判断した場合、受講生に事前に連絡する

ことなく、講座を中止することがあります。

□第13条(個人情報の取り扱い)

1. 本講座における「個人情報」とは、個人情報保護法に定められたものをさします。当協会は、受講生の個人情報に対して守秘義務を有するものとし、この義務を遵守するものとします。

□第14条(契約解除および受講資格喪失)

1. 受講生が以下の各号に該当したとき、当該受講生の受講資格はただちに喪失します。また、当該受講資格喪失に関して、受講料の返金は一切せず、当協会は被った損害を請求することができます。
 - a. 申込に虚偽があった場合
 - b. 受講料を支払わなかった場合
 - c. 本規約または法令に違反し、もしくは違反する恐れのある場合
 - d. 受講生が受講を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - e. 受講生が本規約に違反し、当協会が相当の期間を定めて受講生に対して、その是正を求めたにも関わらず、受講生がその違反を是正しないとき
 - f. 本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
 - g. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - h. 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - i. 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - j. その他、前各号に類する事情が存するとき

□第15条(保証の否認および免責事項)

1. 当協会は、本講座に起因して受講生に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わず、損害の賠償および受講料の返金をいたしません。ただし、当協会に故意又は重過失がある場合に限り、すでに支払われた受講料を上限として責任を負いません。
2. 当協会は、受講生が第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

□第16条(損害賠償)

1. 受講生(認定講師を含む)の責に帰すべき事由により当該受講生が受けた損害については、当協会は一切損害賠償の責を負いません。

2. 受講生(認定講師を含む)が本規約に反した行為ならびに不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該受講生に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

□第17条(規約の変更)

1. 当協会は、当協会が必要と認める場合、民法第548条の4の規定により、受講生の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。
2. 当協会は、本規約を変更する場合、1か月以上の予告期間において、変更後の本規約の内容および効力発生日を、受講生に通知します。
3. 前項により、本規約に同意しない受講生は、当協会所定の方法に従い当協会に通知することにより、効力発生日までに本契約を解除することができます。
4. 本規約に定めのない事項は、当協会役員総会決議により定め、規約の一部を追加・変更することができます。

□第18条(権利義務の譲渡の禁止)

1. 受講生は、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

□第19条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本講座に関して紛争が生じた場合には、当協会の所在地を管轄する津地方裁判所を専属的合意管轄とします。

□第20条(協議)

1. 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈等に疑義が生じたときは、双方誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

2020年09月02日制定

同意書

一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会様

私は、受講規約について、下記事項を確認の上、同意します。

記

2. 一般社団法人つまみ細工アート幾何学協会 受講規約

※第1条から第20条の内容を確認しチェック☑しました。

以上

年 月 日

住所：

氏名： 印

電話番号：